

令和8年1月27日

## オープンカウンタ公告

### 1 オープンカウンタ番号及び件名

080127-06

「フロン排出抑制法に基づく空調機器定期点検業務（茨城職業能力開発促進センター）」

### 2 仕様書等の交付

仕様書等は、本公告を掲載するホームページ  
(<https://www.jeed.go.jp/location/shibu/ibaraki/chotatsu.html>) にパスワードを設定し掲載するので、本公告の日から見積書提出期限の日までの間に、次のとおり電子メールによりパスワード発行依頼を送信すること。

依頼受信後、パスワードを電子メールにより返信するので、ホームページから仕様書等をダウンロードすること。

(1) 宛先は「ibaraki-keiri@jeed.go.jp」とすること。

(2) 電子メールの件名は『〇〇〇〇〇〇-〇〇（オープンカウンタ番号）のパスワード発行依頼』とすること。（例：『070401-01のパスワード発行依頼』）

(3) 本文には会社名、担当者名、所在地、メールアドレス及び電話番号を記入すること。

(4) 依頼送信日から2日以内（土日祝日を除く）に返信がない場合は、後記11まで連絡すること。

### 3 競争参加資格

(1) オープンカウンタ方式参加心得書に記載する内容を遵守する者であること。

(2) 見積書提出期限の日現在において、厚生労働省より指名停止措置又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構より競争参加資格の停止措置を受けている者でないこと。

(3) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の定める「反社会的勢力への対応に関する規程」第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他暴力、威力及び詐欺的手法を用いて経済的利益を得ようとする集団又は個人に該当する者でないこと。

(4) 見積書提出期限の日現在において、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令に違反したことにより監督官庁から過去3か月以内に処分を受けた者、同法令違反容疑で有罪判決を宣告され刑の執行中（執行猶予の場合は執行猶予期間中）の者、又は同法令違反容疑で逮捕勾留、書類送検若しくは起訴されている者でないこと。

(5) その他独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構茨城支部契約担当役支部長が別表のとおり次に定める資格要件を満たすことを証明した者であること。

### 4 仕様書等に係る質問

(1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次のとおり指定様式「質問書」により提

出すること。なお、質問がない場合は下記（2）の回答は行わないこと。

- ①提出期限 令和8年2月2日 午後3時まで（必着）
- ②提出場所 後記11に同じ
- ③提出方法 指定様式エクセルファイルを電子メールにより提出すること。  
(上記①の期限までに必着のこと。)

※ 指定様式「質問書」は、前記2によりダウンロードすること。

※ 送信後、必ず後記11に電話し、受信を確認すること。

※ 電子メールの件名は『〇〇〇〇〇〇-〇〇（オープンカウンタ番号）に係る質問』とすること。（例：『070401-01に係る質問』）

- （2）質問に対する回答は、後記11の担当から電子メール等により仕様書等交付者全員に回答する。

回答日時 令和8年2月5日を予定

- （3）見積書提出後、不明の点があったことを理由として異議を申し立てることはできないことから、必ず回答を確認してから見積書を提出すること。

## 5 見積書等の提出期限及び提出場所

- （1）提出書類

別表に記載のとおり

※ 見積書には、記名・押印のうえ、件名、見積金額の総額（消費税等を含めた契約希望金額）及び金額の内訳を必ず記載すること。

なお、見積書のみ「発行責任者及び担当者」の氏名（フルネーム）並びに両者の連絡先（電話番号等）の記載がある場合は、押印を省略してもよいこと。

- （2）提出期限 見積書等提出期限 令和8年2月10日 午後3時まで（必着）

- （3）提出方法

①郵送及び持参

提出先：後記11のとおり

※ 郵送する場合は、書留郵便等で送付すること。

また、封筒の表面に「件名」及び「会社名」を記入すること。

※ 持参する場合は、提出場所に設置する見積書投函箱に投函して提出すること。

②電子メール

送信先：後記11のとおり

※ 提出書類はPDF形式とし、それ以外での提出は無効となることに留意すること。

※ 電子メールの件名は「〇〇〇〇〇〇-〇〇（オープンカウンタ番号）の見積提出（会社名）」とすること。（例：『070401-01の見積提出（会社名）』）

※ 複数の案件に参加する場合は、1案件ごとに電子メールを送付すること。

※ 電子メールの場合、特定のドメインを使用している等により迷惑メールに振り分けられ、メールの受信確認をすることができない可能性があるため、送信後、必ず後記11に電話し、受信を確認すること。

## 6 契約書等の作成の有無

別表に記載のとおり

※ 有の場合は、当機構が定める契約書等を締結し、受注者が印刷・製本（契約書は2部、

請書は1部)すること。

請書は契約額が税込50万円以上の場合。

契約書等の案文を前記2によりダウンロードできること。

## 7 契約予定者の決定方法

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構会計規程第56条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低(売払い等の場合にあっては最高)の価格をもって見積した者を契約予定者とする。

## 8 契約予定者への通知

日時 令和8年2月13日 午前11時以降

## 9 見積結果の公表

見積結果は、契約締結後、次の場所において公表する。

場所：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構茨城支部 総務課

## 10 支払条件

履行期限までに履行を完了し、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構茨城支部が指定した職員等の検査を受け当該検査に合格した後、支払うものとする。

インボイス登録事業者は適格請求書を発行すること。

なお、立替の費用が発生した場合は、請求書にあわせて立替の相手方が発行したインボイスのコピー(請求書、レシート等)を添付すること。

## 11 問い合わせ先

〒303-0033 茨城県常総市水海道高野町591

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構茨城支部 総務課経理係

TEL 0297-22-8800

FAX 0297-22-8822

E-mail ibaraki-keiri@jeed.go.jp

別表

オープン カウンタ 番号	件名	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援 機構契約担当役が案件ごとに定める資格 (すべて満たすこと)	契約書等 の作成 (受注者決定後)	見本確認 (現場確認等)	提出書類		
					見積書	誓約書 (別添)	その他の書類
080127-06	「フロン排出抑制法に基づく空調機器定期点検業務（茨城職業能力開発促進センター）」	①見積書提出期限日現在有効な各省各庁における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」の営業品目「建物管理等各種保守管理」の認定を受けている者であること。 ②点検は、フロン排出抑制法に基づき、必要な知見を有する者が実施することとし、具体的には、冷媒フロン類取扱技術者（第一種又は第二種）の有資格者を従事させることを証明した者であること。	有 (請書)	有 (要日程調整)	要	要	①資格審査結果通知書 (全省庁統一資格) の写し ②冷媒フロン類取扱技術者資格 (第一種又は第二種) の写し

## ※現場確認について

本業務の見積提出希望者は現場確認を行うことができるため、希望する者は、前記 11 にメール又は電話により現場確認希望日の前日正午までに申し込みをすること。

(別添)

## 誓 約 書

令和 年 月 日  
※提出日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 茨城支部

契約担当役支部長 相楽 智輝 殿

(住 所)

(商号又は名称)

(代表者氏名)

印

「080127-06」に参加するに当たって、下記のとおり誓約します。

(オープンカウンタ番号)

記

- 弊社は本件仕様書及びオープンカウンタ参加心得書について十分に理解した上で参加しており、貴殿と綿密な調整を行いながら、万全の体制での業務実施ができるところから、確実に履行できること。
- 当誓約書の作成日現在において、厚生労働省より指名停止措置又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の競争参加資格の停止を受けていないこと。
- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の定める「反社会的勢力への対応に関する規程」第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他暴力、威力及び詐欺的手法を用いて経済的利益を得ようとする集団又は個人に該当する者でないこと。
- 契約成立後に、競争参加資格がないことが判明する等の理由で、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が見積を無効と判断した場合、契約が解除となることを承知したうえで参加したこと。
- 当誓約書の作成日現在において、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令に違反したことにより監督官庁から過去3か月以内に処分を受けた者、同法令違反容疑で有罪判決を宣告され刑の執行中（執行猶予の場合は執行猶予期間中）の者、又は同法令違反容疑で逮捕勾留、書類送検、若しくは起訴されている者でないこと。